

## セネガルにおける非常事態宣言：都市間の移動禁止，交通手段に係る規制等

### 【ポイント】

- 3月24日，セネガル政府は，非常事態宣言を受け，都市間の交通，移動の禁止等の措置を発表しました。
- 公共交通機関についても，乗員数の制限，マスク及び手袋の着用等の規制がなされるほか，今後，運行本数の削減も見込まれますのでご注意ください。
- 引き続き不要不急の外出を避け，感染予防にご留意ください。

### 【本文】

3月24日，セネガル内務大臣及び交通インフラ大臣は，記者会見を開き，3月23日に発表された非常事態宣言を受け，以下を含む具体的措置について発表しました。違反者には，2か月～2年の懲役及び2万～50万 fcfa の罰金又はそのうちのいずれかが科せられるおそれがあります。また，夜間外出禁止令の例外許可を受けるためには，内務省，州知事又は県知事への申請が必要ですのでご留意願います。

- ・ 都市間の交通，移動の禁止及びこれに伴うバスターミナルの運営停止と立入禁止
- ・ 夜間外出禁止令を受けた20時から6時までの交通，移動の禁止
- ・ 公共交通機関，私的交通機関の双方につき，バス、ミニバス、乗用車等の座席のある交通手段において，乗客間の間隔を1m以上開けること。このため，これらの車両については，既定乗員数の半数のみの乗車が認められるものとする。
- ・ 全ての車両には，マスク，手袋，アルコール消毒，使い捨てティッシュ等を備えるものとする。乗員及び運転手は，乗車中常にマスクと手袋を着用するものとする。
- ・ タクシーは，5名乗りであれば，運転手を含め3名まで乗車可能とする。2名乗りの車については1名のみとする。
- ・ 公共交通機関は，少なくとも1日に一度以上，車両の消毒をし，必要な物資を車両に配備する。
- ・ 日常生活に必要な物資を運搬する商用車は，運転手を含めて2名まで乗車可能とし，常時マスクと手袋を着用する。

今後，これらの措置の実施のため，公共交通機関の運行削減も見込まれますのでご注意ください。

在留邦人の皆さまにおかれましては，引き続き，不要普及の外出を避けるとともに，外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。

また，仮に，外出時等に，感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には，速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

[taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp](mailto:taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp)

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)